マイナンバー制度の導入に伴い

特定医療費の支給申請には マイナンバーが必要です

マイナンバー制度とは

〇マイナンバーは、日本に住民票を有するすべての方（外国人の方を含む）が持つ12桁の番号です。

〇社会保障・税・災害対策の分野で、共通の番号（マイナンバー）を導入することで、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認し、個人の情報を正確かつ効率的に連携させるために活用されます。

特定医療費におけるマイナンバー利用について

〇マイナンバー法により特定医療費の支給事務においてマイナンバーの利用が定められ、申請書へマイナンバーの記入が必要となりました。

〇申請書に記入していただいたマイナンバーは、県が他の機関と情報のやり取りを行うために利用されます。（これを「情報連携」といいます。）

【情報提供の例】
⇒市町村等から生活保護事務、被災者台帳作成事務等で受給者の情報を求められた場合に県が回答する。
【情報照会の例】
⇒県が特定医療費の自己負担上限額決定のために必要な課税情報等を市町村に照会する。

〇マイナンバーを利用できる事務や情報連携ができる内容はマイナンバー法で定められおり、それ以外での利用は禁じられています。

マイナンバーの記入が必要な申請書類

〇支給認定申請書（様式第1号）

〇受給者証等記載事項変更届（様式第6号）

マイナンバーの記入が必要となる方

〇受診者
〇保護者（受診者が18歳未満のときの申請者）
〇支給認定基準世帯員（受診者と同じ医療保険に加入する被保険者）

長野県

マイナンバーの確認と身元確認書類について

〇マイナンバーを記入した申請書等提出時には、他人の成りすまし等の不正行為を防止するため、受診者（受診者が18歳未満のときは申請者である保護者）の本人確認を行うことが義務付けられています。

本人確認は
①番号確認（マイナンバーが正しい番号であることの確認）
②身元確認（マイナンバーの正しい持ち主であることの確認） を行います。

それぞれ別紙の書類により確認をしますので、申請書等を提出する際には確認書類の提示又は写しの提出をお願いします。

特定医療費支給事務における情報連携の本格運用について

〇情報連携は、国において平成29年11月13日から運用が開始されました。

〇本県では、情報連携による申請時の所得・課税証明書等の添付の省略を検討してきましたが、加入する医療保険や所得状況によって 省略が可能な対象者が限定されることで申請手続きが複雑になることや、対象者が限定されることでマイナンバー制度の目的や行政サービスの観点から公平性を欠いてしまうこと、また、事務量の増加や事務処理が複雑になることで認定手続きの遅延が発生し申請者に不利益となることが想定されることを理由に、当面の間は**添付書類の省略をせず、従来どおり提出をお願いすることとしています。**

〇引き続き申請手続きの省略・効率化を検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

マイナンバーを記入いただけない場合について

〇マイナンバーの記入や本人確認書類の提示ができない場合でも、特定医療費支給申請を行うことは可能です。

〇ただし、マイナンバー法で定められた他の行政事務（生活保護事務や被災者台帳作成事務等）のため、市町村等から情報提供を求められた場合、県はそれに応答することが義務付けられており、県はマイナンバーにより受診者を管理する必要があります。

〇そのため、マイナンバーを記入いただけない場合には、マイナンバー法第14条第2項の規定に基づき、地方公共団体情報システム機構を通じて受診者のマイナンバーの収集を行いますので、あらかじめご承知おきください。

長野県